

大和市告示第21号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、次の事業所に係る指定障害児相談支援事業者を指定した。

令和5年2月10日

大和市長 大木 哲

(1) 事業所番号	1473000600
(2) 指定障害児相談支援事業所の名称及び所在地	相談支援事業所 ワンステップ 大和市西鶴間三丁目7番5号
(3) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名	NPO法人 ワンステップ 大和市西鶴間三丁目7番5号 理事 中村 和弘
(4) 指定年月日	令和5年2月1日
(5) 主たる対象とする障がいの種類	障害児